

第1章 総論

1 本計画の目的

大規模な自然災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

大規模な自然災害の発生後も、迅速かつ適切に災害対応業務を開始するとともに、可能なかぎり早期に通常業務を復旧させることにより、市民の生命、身体及び財産を守り、市民生活への影響を最小限とすることを目的として、「千葉県業務継続計画＜自然災害対策編＞」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 本計画の対象とする業務

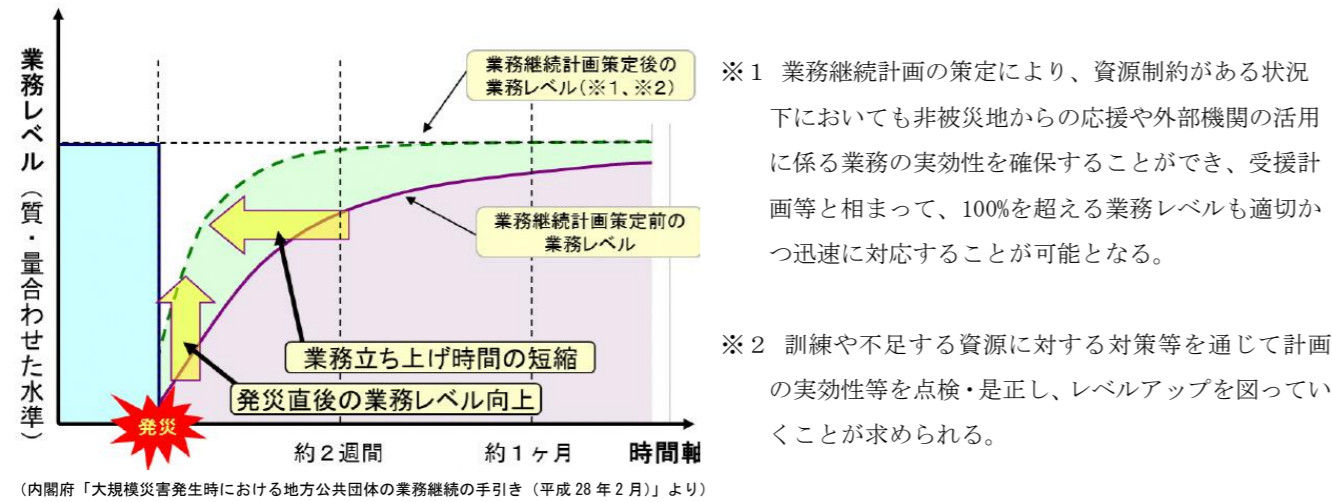
本計画の対象とする業務は、災害時において、適切かつ迅速に実施していくことが求められる業務であり、応急対策業務や復旧・復興業務（以下「応急・復旧業務」という。）に加えて、継続する必要性が高い通常業務（以下「優先的通常業務」という。）とする。これら2つの業務を「非常時優先業務」という。

3 本計画導入による効果

災害発生時には被害状況の把握・確認など、発災直後から非常に短い時間の中で、迅速かつ的確に処理しなければならない応急業務が急激に増加し、極めて膨大な量となる。そのため本計画を策定し、継続的に改善を行っていくことにより、発災直後にどの業務をどの範囲で継続するか検討・判断する工程を省き、応急・復旧業務に速やかに着手することが可能となる。

また、地域防災計画には記載されていない「行政の被災」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にし、非常時優先業務に必要な資源の確保が円滑に進むことが期待される。

加えて、自らも被災者になりうる職員の睡眠や休息、帰宅など安全衛生面の配慮を向上させることも期待できるなど、災害発生直後に行政が機能不全に陥ることを極力、回避・抑制し、早期により多くの業務に執行・従事することが可能になる。



4 本計画の方針

- (1) 特に発災後72時間までは市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを最優先とするとともに、市民生活に必要な業務を継続する。
- (2) 職員の安全を確保しつつ、災害対策本部機能を早期に確立する。
- (3) 災害発生後、本計画を発動した際には、あらかじめ特定した非常時優先業務について、職員やその他の資源を総動員し、最優先で実施する。

5 本計画の発動

市内に震度5強以上の地震が発生した場合は本計画を自動的に発動し、5弱以下の場合または、風水害等による自然災害によって、全庁的な対応（災害対策本部第1配備体制）が必要な場合は、被害状況等に応じ、本部長の指示に基づいて、本計画を発動する。

本計画を発動した場合は、市民・事業者等に周知し、市の体制移行（一部業務の縮小・停止等）について、理解と協力を求める。

6 意思決定権者の代行準備

千葉県地域防災計画の定めるところにより、市長を本部長として災害対応を実施する。本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、地域防災計画に定めた職務代理の順位に従う。

7 災害対策本部事務局の体制強化

災害対策本部事務局は危機管理課・防災対策課が中心となり運営するが、大規模災害時において、災害対応全般を迅速かつ的確に管理・指揮できるよう、関係課の職員及び危機管理課・防災対策課に在籍経験のある職員を災害対策本部事務局員としてあらかじめ指名し、災害対策本部事務局の体制強化を図る。

第2章 前提とする災害と被害想定

本計画に汎用性をもたせるため、原因となる具体的な自然災害の種別は特に指定しない。しかしながら、過去の風水害等を参考に、発生状況や被害規模を優先業務の選定や業務継続計画のための体制整備等に係る基礎情報とする。

なお、地震においては「千葉県地震被害想定調査報告書（平成29年3月）」に基づく想定とする。

第3章 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定にあたり、経過時間ごとに局面を設定し、各局面の設定の考え方に基づいて業務を抽出し、応急・復旧業務 1,563 業務、優先的通常業務 861 業務を選定した。

なお、事前行動については、各局区等の非常時優先業務を選定するためでなく、災害警戒本部が災害未発生時に初動体制をとるための局面設定とする。

また、風水害等の地震以外の自然災害については、地域防災計画との整合性を図るため、市域に風水害等による被害が生じた時点をも「災害発生」とする。

局面	時間区分	設定の考え方
事前行動	災害発生が事前に概ね予想される状況	災害は未発生だが、職員の配備体制や避難所の開設準備等の事前対策を行う。
第1局面	災害発生から3時間程度	発災直後の人命救助・火災対応や災害応急活動体制の立ち上げを行う。
第2局面	災害発生後3時間から24時間程度	人命救助・火災対応を継続するとともに、災害応急活動を開始するほか、避難所の開設・運営を行う。
第3局面	災害発生後24時間から3日程度	人命は、72時間が経過すると生存率が急激に低下するため、優先的に人命救助を行うとともに、避難所の生活環境の向上等を行う。
第4局面	災害発生後4日から7日程度	被災者への救援救助を継続するとともに、被災者に対する生活支援を開始する。また、行政機能の回復に向けた取り組みを進める。
第5局面	災害発生後8日から2週間程度	被災者の生活環境の向上を図るとともに、インフラの復旧に向けた準備等を開始する。
第6局面	災害発生後3週間目から1か月程度	復旧・復興期に移行し、インフラの復旧を開始するとともに、被災者に対する各種の生活再建支援を行う。

第4章 非常時優先業務に必要な資源の分析

1 人員

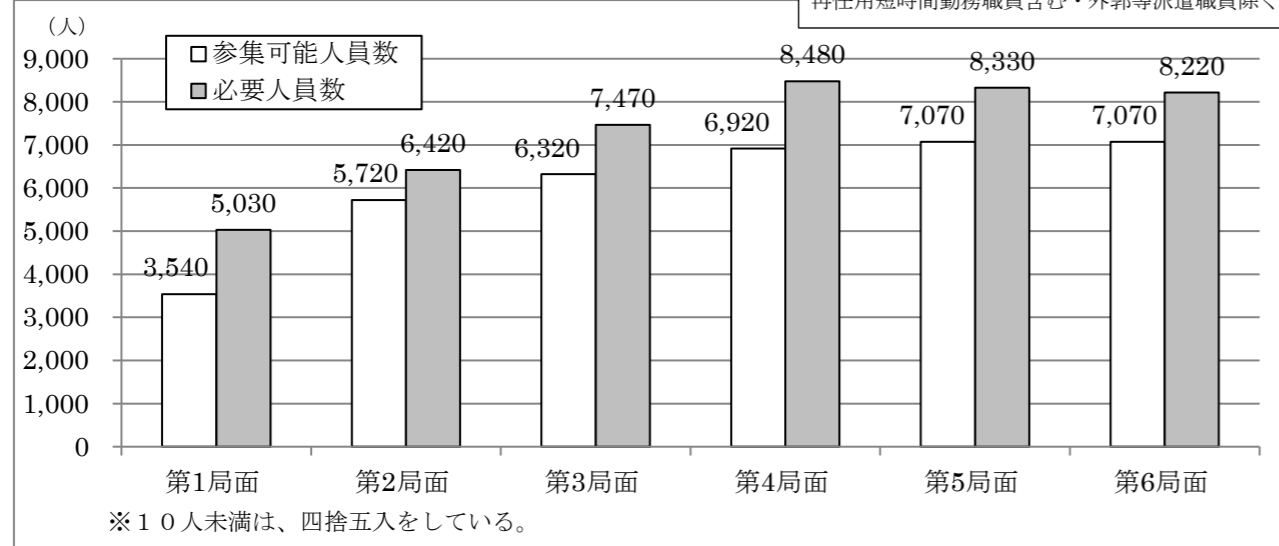
(1) 参集率

全職員を対象とした参集アンケート調査結果から、時間外に発災した場合の参集率を想定し、消防局及び病院局については、当直職員がいることを考慮して、市全体の参集率を以下のように設定した。

	第1局面	第2局面	第3局面	第4局面	第5局面	第6局面
参集率	47%	76%	84%	92%	94%	94%

(2) 参集可能人員と非常時優先業務に必要な人員

職員数：7,523人（平成26年10月1日現在）
再任用短時間勤務職員含む・外郭等派遣職員除く



参集可能人員数と必要人員数を分析すると、非常時優先業務を実施するための人員は、すべての局面で不足しており、特に第1局面と第4局面の不足が著しい。その後は、応急・復旧業務が収束し始めるため、徐々に必要人員が減少していく。

(3) 最優先業務の選定と他の業務の停止

選定したすべての非常時優先業務を実施するためには人員の不足が見込まれる。一方で、消防や自衛隊などを除いて、第3局面までは応援人員を見込めない。

このため、地震発生後、人員が不足する場合、第1局面から第3局面までに実施する業務は、参集した人員だけで実施できる業務で、かつ必ず実施しなければならない業務（以下「最優先業務」という。）に集中し、原則として、その他の業務を停止する。

本計画では、非常時優先業務から、以下のような考え方により、最優先業務を選定する。

最優先業務の考え方	主な業務
市の活動体制を確立する	本部の開設、システム等の保全、市民への災害広報 等
市民の生命を守る	救急及び救助、要配慮者の対策、医療及び救護活動 等
避難所を運営する	避難所等の開設及び管理運営 等
保健・衛生を確保する	健康保持活動、防疫活動、し尿の収集・処理 等
インフラの災害復旧を実施する	緊急輸送道路などの通行確保 等
被災者の生活を支援する	緊急輸送、応急給水、救援物資の輸送 等

2 その他の必要な資源

非常時優先業務の実施にあたり、主に、以下のような資源に課題が見られるため、当面の対策を図るとともに中長期的な対策を進める必要がある。

資源	現状・課題	対策
庁舎等の施設	概ね耐震化されているが、本庁舎は耐震性能を満たしていない。書棚やロッカーの固定は不十分などところもある。	本庁舎整備の検討を進めるとともに、書棚やロッカーの固定等執務環境の確保に向けた取り組みを進める。
電力	非常用発電機は概ね整備されているが、照明や消火設備等最低限の用途のための電力に限られる。	非常用電源の確保を進めるとともに、損壊や燃料不足等の機能喪失を防ぐ取り組みを進める。
通信手段	通信手段の確保に努めているが、回線数が限られており、また、損壊等のおそれもある。	回線数の確保やインターネット等を利用した多様な通信手段の確保を進める。
情報システム	電源確保や復旧体制等について、十分な対策が取られていないシステムも多くある。	電源の確保やシステム復旧対策を推進する。
車両	局面によっては不足することが想定され、また燃料の確保対策も必要である。	車両・燃料の確保策を検討するとともに、協定等に基づく連携体制を構築する。

第5章 課別業務継続計画の作成

1 趣旨

市全体の業務継続計画を定めるとともに、実際の業務実施主体となる各組織単位で、非常時優先業務とその業務の開始局面を明確化することにより、各組織が発災後、必要な業務を迅速に開始できることとなり、ひいては、市全体の業務水準の質・量を高めることができる。

本計画では、このような実効性のある計画とするため、業務実施主体、つまり課（※）単位での、「課別業務継続計画（以下「課別計画」という。）」を作成した。（対象課数：256課）（※）課には、課以外の事業所等を含む。

2 業務の実施

大規模災害の発生、又は発生の恐れがあることにより本計画を発動したとき、各課は、この課別計画に基づいて、原則として通常業務を停止し、非常時優先業務に集中して災害対応を行う。

また、人員が不足する場合、本部長（市長）は「最優先業務」の実施を指示するので、本市の総力をもって、「最優先業務」にあたる。

第6章 業務継続体制の向上

1 PDCAサイクルの構築

災害対策の迅速かつ的確な推進を図り、PDCAサイクルに基づく継続的改善を推進することにより、業務継続力の向上を図ることとする。

2 訓練・教育の実施

PDCAサイクルを構築するため、本計画策定後、継続的に図上訓練等を実施するとともに、本計画の研修や各所属のマニュアルの周知等の教育を実施し、業務継続体制を維持・向上させていく。

主な非常時優先業務一覧

	第1局面 (地震発生から3時間程度)	第2局面 (発災後3時間から24時間程度)	第3局面 (発災後24時間から72時間程度)	第4局面 (発災後4日から7日程度)	第5局面 (発災後8日から2週間程度)	第6局面 (発災後3週間目から1か月程度)	
応急・復旧業務	活動体制	災害対策本部の設置 本部員会議の運営 防災指令等の伝達	職員の食料等の調達 職員の負傷状況の確認	災害関係経費の出納		災害対策従事職員の公務災害補償等 災害復旧計画策定	災害復興に係る都市計画
	応援要請	消防相互応援及び緊急消防援助隊	応援部隊の誘導・受入れ(消防) 応援職員の見守り ボランティアセンターの設置		他都市応援職員の受入れ ボランティアの受入れ及び連絡調整	義援金の受入れ 義援金の受付・保管	
	情報通信	電子情報・システム等の保全 通信回線・通信機器の確保					
	広報・広聴	報道機関への情報提供及び報道要請 市民への災害広報 災害広聴	千葉県災害時外国人支援センターへの支援 災害に係る相談			広報誌の編集及び発行	
	救急・救助	災害及び火災の予防、警戒及び防ぎよ 救急及び被災者の救助	火災原因等調査	身元不明遺体の対応 行方不明者の捜索受付等	死体等の処理		
	二次災害防止	水門等の警戒及び操作 警戒区域の設定	避難勧告・指示の伝達 大気汚染、水質汚濁等の調査 都市下水路及び排水路の災害復旧				
	避難・収容	避難所の開設及び運営	避難者の誘導及び収容 救援物資等の受入れ及び配付 帰宅困難者対策		炊き出し設備等の運用		
	福祉		避難行動要支援者の避難支援 避難所における要配慮者支援 災害時保育	在宅避難の要配慮者対策 拠点福祉避難所の開設及び運営支援		こころのケア	
	医療	病院災害対策本部の設置及び運営 院外負傷者の受入れ	被災者の医療、助産、救護 救護所の開設及び運営 医薬品及び衛生資材等の確保	避難所等での保健活動			
	保健衛生・防疫		防疫活動 飲料水及び食品の衛生	し尿の収集・処理 清掃施設の災害予防及び災害復旧	ごみの収集・処理 公衆浴場の確保	動物救護活動等の実施 仮置き場の確保 災害廃棄物の処理	
	交通・輸送		緊急輸送道路などの通行確保				道路・橋梁等道路施設の災害復旧
	物資		緊急輸送の実施	集積場所の管理・運営 輸送拠点の管理・運営 緊急生活必需物資等の調達	義援品・救援物資等の管理		
	住宅・建築		住宅等の応急復旧に関する相談及び指導		応急危険度判定の実施 被害認定調査の実施 災害見舞金の支給	被災宅地危険度判定の実施 り災証明書の発行 応急仮設住宅の建設・管理	市有建築物の解体
	ライフライン		農業集落排水施設の災害復旧 公共下水道の災害復旧 水道施設の災害復旧				
経済・産業		商工業関係の被害調査	農作物、家畜等の被害調査	中小企業の経営相談 中小企業の災害復旧資金融資及び金融 相談			
教育	児童生徒等の安全確保	学校施設等の被害調査及び災害復旧 文化財の被害調査及び災害復旧			応急授業対策	学用品等の支給	
通常業務			戸籍に係る届の審査受理業務 埋葬及び火葬の許可業務 虐待相談等業務	市税の賦課・徴収業務 母子健康手帳の受付業務 国民健康保険被保険者資格業務	職員の健康管理 予算及び経理関係業務 文書の收受・発送・保存業務	児童手当支給業務 保育所等の入所・利用の決定業務 生活保護費支給業務	

※ これらの業務は、当該業務の準備的業務及び業務実施期間は考慮せず、実質的な業務の開始局面で整理している。